

## 福山市と尾道市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部

### を変更する連携協約

福山市及び尾道市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり2015年（平成27年）3月25日付け福山市と尾道市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

取組	内容	福山市の役割分担及び費用分担	尾道市の役割分担及び費用分担
1 園域全体の経済成長のけん引	(1) 園域を支える産業の活性化	成長戦略の実現等のため、関係会議の運営や各種データの分析、資料の作成、事業の評価・見直し等に取り組む。 産業実施に必要な費用を負担する。	関係会議への参加や資料の作成等に協力するとともに、事業の評価・見直し等に協力して取り組む。
	イ 園域の産業に関する調査・分析	園域の産業分析等を行い、その結果を産業振興の仕組みづくりに活用する。 産業支援拠点機能の充実	分析等に協力して取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。
	ウ 園域の産業振興による競争力向上	産業振興官民連携し、企業の経営革新や技術革新、人材育成など、園域の産業振興に必要な具体的な実施に取り組む。	事業実施に必要な費用を負担する。
	エ 地域資源の有効活用	情報発信や製品開発、販路開拓等の支援に取り組む。	情報発信や製品開発、販路開拓等に協力して取り組む。
	オ 中小企業事業者のイノベーション等の推進	研修会やマッチングを目的としたイベント等の実施、コーディネーターの育成や活動支援、企画調整等に取り組む。 雇用対策	研修会やマッチングを目的としたイベント等の実施、コーディネーターの育成や活動支援、企画調整等に取り組む。 雇用対策
	キ 地域の市町が連携し、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人の就労支援など、雇用の促進に取り組む。	就労しやすい環境整備や各種セミナー、啓蒙講座等の実施に取り組む。	就労しやすい環境整備や各種セミナー、啓蒙講座等の実施に取り組む。
(2) 第一次産業の活性化	ア 6次産業化の推進	売れる地域資源を活用して地盤ブランドへと磨き上げることができる人材を活用し、市場調査等の実施や新商品の創出を図り、6次産業化を推進し、雇用の創出や地域開発支援などを取り組む。	調査等に参加するとともに、体調構築等の事業実施に協力して取り組む。
	イ 第一次産業振興のための環境整備	第一次産業の高い生産性や生産基盤の整備等に取り組むとともに、地域開拓、異業種間連携による漁港内の地魚の地域ブランド化等を推進する。	園域内流通の仕組みづくりや調査等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。
(3) 戰略的な観光振興	ア 地域資源を整理し、広域観光ルートの研究や設定、観光客の受け入れ体制の整備、効率的なプロモーション等に取り組む。	各地域の地域資源を整理し、広域観光ルートの研究・設定やプロモーション、観光客の受け入れ体制の整備等の事業実施に協力して取り組む。	
2 高次の都市機能の集積・強化	(1) 高度医療の充実・強化	高度な医療サービスの提供 福山市立病院の救命救急センターやがん医療など、高度医療の提供体制の充実に努める。また、園域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、大学等と連携した医師・看護職員等の確保や教育・研修の充実等に係る取組について、必要に応じて費用を負担する。	必要に応じて、事業実施に協力する。
	(2) 広域的な都市基盤の整備	広域的な都市基盤の整備 園域の特長を活用し、公共交通網の整備や中心市街地の活性化などを、住民の利便性の向上や企業の拠点強化につながる都市基盤の整備に取り組む。	調査・研究等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。
	(3) 高等教育機能の充実・強化	次世代の人材育成に向けた高等教育の充実 大学や研究機関、企業等と連携し、園域のシンクタンク機能を高めることで、幅広い分野で園域の発展を支える人材の育成に取り組む。	調査・研究等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。

取組	内容	福山市の役割分担及び費用分担	尾道市の役割分担及び費用分担
3 園域全体の生活関連機能サービスの向上	(1) 医療・福祉・介護サービス等の充実	救急医療体制の充実や福山市民病院の医師による公立病院等への診療支援等に取り組む。また、県や関係機関と連携して医療機関相互のネットワークの強化等を促進するとともに、大学等と連携した医師・看護職員等の確保や教育・研修の充実等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	救急医療体制の充実や医療機関相互のネットワークの強化等に協力して取り組む。
	イ 高齢者や障がい者等の福祉の充実	高齢者や障がい者等が、いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる環境整備を推進する。	関係者会議、研修会、情報交換会等への参加・開催支援や認知症高齢者等への支援に協力して取り組む。
	ウ 健康づくりの推進	健康寿命の延伸や地域的な健康づくり等に取り組む。	調査、研究や関係者会議、研修会等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。
	エ 子育て支援の充実	産前産後の母子や発達に課題のある子どもへの支援など、園域の子育て支援サービスの向上に向けた環境整備を進める。	子ども発達支援センターの共同運営や関係者会議等の開催に協力して取り組む。
(2) 城らしさを支えるネットワークの構築	ア 災害時の安心・安全の確保	災害時の相互応援に関する協定書に基づき、地域的な連携による復旧支援など、住民の安心・安全の確保に取り組む。	子ども発達支援センターの運営に係る費用については、地方自治法第52条の1の4の規定に基づく規約の定めるところによるものとする。その他事業実施や研究等に係る費用を負担する。
	イ 環境に配慮した循環型社会の構築	廃棄物の広域的処理の検討や再生可能なエネルギーの活用等に関する議論の開催、環境づくりに資する取組等の開催等に取り組む。	運営強化に向けた事業実施に協力して取り組む。
	ウ 行政サービスの向上	行政サービスの充実や地域課題の解決等のための仕組みづくりに取り組む。	必要に応じて、事業実施に協力して取り組む。
(3) 地域資源を活用した園域の魅力づくり	ア 定住人口や関係人口等の増加に向けた取組の推進	大都市圏での定住フェア等の開催や空き家の実態調査を始め、広域的な空き家バブル制度の活用等に取り組む。また、首都圏等からの関係人口の園域への活用を検討する。事業実施に調査等に係る費用を負担する。	調査等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。
	イ 農林水産物の活用した地域活性化	園域の農林水産物の供給・流通の仕組みづくりや特産品開発、道の駅等のネットワーク化など、地域活性化につながる事業に取り組む。	地元産品の活用についての検討その他の地域活性化につながる事業実施に協力して取り組む。
	ウ 公共交通体系やスマート交通の検討	公共交通体系やスマート交通の検討等に取り組む。	必要に応じて、事業実施に協力して取り組む。
	エ 大学を活用した地域活性化	大学と連携した地域課題の解決や地域活性化につながる取組について協力する。	大学等と連携した地域課題の解決や地域活性化につながる取組について協力する。
	オ 地域の歴史・文化・教育・スポーツの振興	地域の歴史・文化を知る機会や教育の充実、スポーツを通じた地域活性化を推進する。	必要に応じて、事業実施に協力して取り組む。
(4) 園域マネジメント能力の強化	ア 人材の育成と人材ネットワークの構築	人材の育成と人材ネットワークの構築等を通じて、地域資源等を活用して、地域課題の解決や魅力発信につながる人づくり・地域づくりを推進する。また、職員の知見や能力の向上のため、研修会の開催や交流を行う。	会議や研修会等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。
	イ 生涯学習等を通じて、地域課題の解決や魅力発信につながる人づくり・地域づくりを推進する。	事業実施に必要な費用を負担する。	必要に応じて、事業実施に協力して取り組む。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、福山市及び尾道市が記名

押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2020年（令和2年）3月25日

広島県福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長

枝強直幹

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市

尾道市長

牛谷祐宏